一　当該地方公共団体の名称
二　港湾区域
三　港湾区域と港則法に基づく港の区域、河川法第三条第一項に規定する河川の河川区域、海岸法第三条の規定により指定される海岸保全区域又は漁港漁場整備法第六条第一項から第四項までの規定により指定される漁港の区域との関係
四　当該地方公共団体が港務局を設立するか、単独で港湾管理者となるか又は地方自治法第二百八十四条第二項若しくは第三項の地方公共団体を設立するかの別
五　法第四条第三項の規定による関係地方公共団体の意見及びこれとの協議のてん末

2　前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
一　当該地方公共団体が法第四条第一項に規定する関係地方公共団体であることを証する書類
二　港湾区域を示す図面
三　前項第三号の関係を示す図面
四　当該港湾の港湾管理者の設立（単独で港湾管理者となる場合を含む。）に関する当該関係地方公共団体の議会の議事及び議決を記録した書面
五　法第四条第三項の規定による公告の写し
六　当該港湾の港湾管理者の組織を明らかにする書類
七　港務局、地方自治法第二百八十四条第二項若しくは第三項の地方公共団体又は法第三十五条の規定による委員会を設置しようとするときは、それと当該地方公共団体との間における業務処理に関する基本事項を記載した書類
八　臨港地区の指定を受け、又は定めようとするときは、当該予定地区を示す図面

第三条の見出し中「変更」の下に「についての同意を要する協議」を加え、同条第一項中「を変更しようとする」を「の変更について国土交通大臣又は都道府県知事に協議し、その同意を得ようとする」に、「左に」を「次に」に、「港湾区域変更認可申請書」を「港湾区域変更協議書」に改め、同項第三号中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改め、同条第二項中「申請書」を「協議書」に、「前項第二号」を「同項第二号」に、「添附」を「添付」に改める。

第三条の二を第三条の二の二とし、第三条の次に次の一条を加える。

（港湾区域の変更の届出）

第三条の二　法第九条第二項又は第三十三条第二項において準用する法第四条第八項の規定により港湾区域の変更について届出をしようとする港湾管理者は、次に掲げる事項を記載した港湾区域変更届出書を国土交通大臣又は都道府県知事に提出するものとする。
一　当該港湾管理者の名称
二　変更する区域
三　変更する区域と港則法に基づく港の区域、河川法第三条第一項に規定する河川の河川区域、海岸法第三条の規定により指定される海岸保全区域又は漁港漁場整備法第六条第一項から第四項までの規定により指定される漁港の区域との関係
四　変更を必要とする理由

2　前項の届出書には、同項第二号及び第三号に掲げる事項を示す図面並びに当該区域の新旧の対照を示す図面を添付するものとする。

第十四条第三項第一号ホ中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

第十七条中「第二百八十四条第一項」を「第二百八十四条第二項又は第三項」に改める。

第十七条の五の次に次の一条を加える。

（法第五十四条の三第五項の通知）

第十七条の五の二　港湾管理者は、法第五十四条の三第二項の認定（同条第三項の規定により国土交通大臣の同意を得てしたものを除く。）をしたときは、次に掲げる事項を記載した通知書を国土交通大臣に提出するものとする。
一　当該認定を受けた者の氏名又は名称
二　第十七条の三第一項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項
三　当該認定を受けた者の認定理由

2　前項の通知書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
一　当該認定を行つた運営の事業を実施する特定埠頭の総体の位置を表示した縮尺五万分の一以上の平面図及び当該特定埠頭を構成する港湾施設の位置を表示した縮尺一万分の一以上の平面図
二　法第五十四条の三第六項の規定による公表をしたこと並びに前条第二項及び第三項の規定による公告をしたことを証する書類

第十七条の六の見出し及び同条各号列記以外の部分中「第五十四条の三第五項」を「第五十四条の三第六項」に改め、同条第二号中「前条第四項」を「第十七条の五第四項」に改め、同条第四号中「前各号」を「前三号」に改める。

第十七条の七中「第五十四条の三第六項」を「第五十四条の三第七項」に改め、同条第一号中「第五十四条の三第十一項」を「第五十四条の三第十二項」に改める。

附　則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年八月二日）から施行する。

○国土交通省令第六十三号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の一部及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令の整備に関する政令（平成二十三年政令第百十九号）の一部の施行に伴い、並びに都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第十四条第二号の規定に基づき、都市計画法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月二日

国土交通大臣　大畠　章宏

都市計画法施行規則の一部を改正する省令

都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）を次のように改正する。

第三条中「都道府県知事」を「都道府県」に、「行なう」を「行う」に改める。

第八条中「第八条第一項第一号」を「第八条第一項第一号」に改める。

第十条中「都道府県知事」を「都道府県」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十一条の二（見出しを含む。）中「第十四条の二」を「第十三条」に改める。

第十三条中「第十五条第二号」を「第十四条第二号」に改め、同条第一号中「がけ」を「崖」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　地域地区（法第八条第一項第四号の二に掲げる地区及び同項第九号に掲げる地区のうち港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項の国際戦略港湾又は国際拠点港湾に係るものに限る。）に関する都市計画　次に掲げる変更に伴う位置、区域又は面積の変更

イ　区域の境界とされている道路、鉄道、空港、公園、緑地又は河川の位置の変更で、それぞれ、次号から第七号までに掲げる区域の変更に相当するもの

ロ　区域の境界とされている自動車ターミナルの位置の変更で、区域の変更（当該変更に係る部分の面積の合計が二千平方メートル未満であり、かつ、変更前の面積の二十パーセント未満であるものに限る。）であるもの

ハ　区域の境界とされている墓園の位置の変更で、区域の変更（面積の変更を伴わない区域の変更、面積の拡張に伴う区域の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が変更前の面積の二十パーセント未満であるもの及び区域の境界の整正をするために行う区域の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が二千五百平方メートル未満であり、かつ、変更前の面積の十パーセント未満であるものに限る。）であるもの

ニ　区域の境界とされている下水道の位置の変更で、区域の変更（道路の区域内の下水管渠（きょ）の区域の変更及び処理施設又はポンプ施設の区域の変更（当該変更に係る部分の面積の合計が二千平方メートル未満であり、かつ、変更前の面積の二十パーセント未満であるものに限る。）であるもの

ホ　区域の境界とされている崖その他の地形又は地物の位置の変更（水面の埋立てによる湖岸又は海岸の位置の変更を除く。）

第十三条中第五号を削り、第六号を第五号とし、同条第七号中「公園、緑地及び墓園」を「公園及び緑地」に改め、同号ただし書中「、公園及び緑地に関する都市計画にあつては」を削り、同号を同条第六号とし、同条中第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号を削り、第十一号を第八号とし、第十二号及び第十三号を削る。

第十三条の二中「第十五条第三号」を「第十四条第三号」に改める。

第四十三条の七第十四号中「（昭和二十五年法律第二百十八号）」を削る。

附　則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年八月二日）から施行する。